

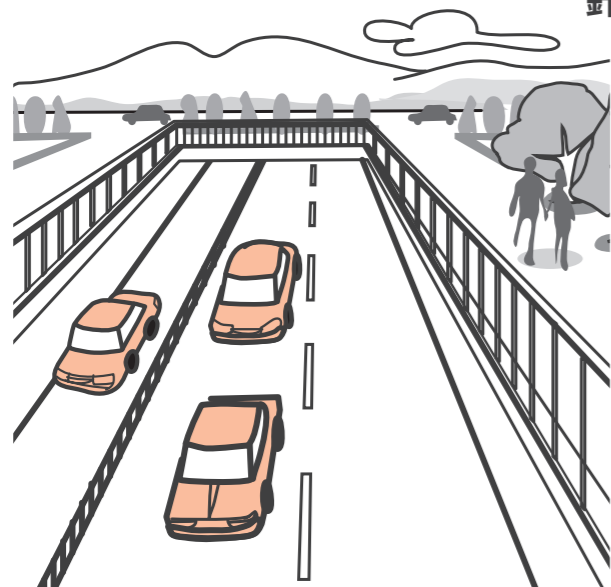
3.安全で快適な道路の整備

基本方針

狭あいな住宅道路を地元自治会と協力しながら、緊急車両が通行できるように整備します。

また、歩行者にやさしく安全な歩道の整備を行いながらバリアフリー化を進め、道路・駅前広場等緊急時における道路交通を確保し、事故の未然防止に努めます。

さらに、拠点性を高める幹線道路の整備（広域交通網の整備促進、地域間アクセスの強化）を図ります。



現状と課題

近年、本市においては、都市計画道路の中和幹線・奈良橿原線の整備が完了し、大和高田バイパス・京奈和自動車道の一部の供用が開始されるなど、主要幹線道路の整備が着実に進んでいる状況です。

このような中、大型商業施設や各幹線沿いへの小売店の出店に伴い、車両流入が増加し、交通量及び通行形態が大きく変わりつつあります。

その結果、既存の1車線の道路では対向が困難になり、歩道のない通学路の危険性が大きくなるなど、狭あいな住宅道路への早急な対応が必要となっています。

また、道路は、市民の日常生活と密接に関連した基盤施設であり、常に適正な維持管理が求められることや市民・地元自治会からの補修等の各種要望に応えるためにも、計画的な整備が必要となっています。

施策指標

| 指標名 | 実績値 | | | 目標値 |
|------------------------------|--------|--------|--------|--------|
| | H16 | H17 | H18 | H24 |
| 道路改良率 | — | — | 65.1% | 65.7% |
| 歩行空間整備延長 | 172 km | 173 km | 175 km | 180 km |
| 橋梁整備箇所数 | 5 橋 | 4 橋 | 4 橋 | 20 橋 |
| 安心して歩道を通行することができると感じている市民の割合 | — | — | 17.2% | 50.0% |

今後の取組

1 主要生活道路の整備

各集落や市街地、鉄道駅周辺の生活拠点地区を結ぶ道路を主要道路と位置付け、条里制区画を形成する道路を活用しつつ、道路拡幅整備やネットワーク化を体系的に進めていきます。

また、集落内・市街地内を移動するための補助幹線道路として、生活密着型の多種多様な要素を有する狭あいな道路を、地域のニーズに合わせてながら、家屋のセットバック等も考慮し、整備を進めます。

●道路改良事業

2 道路空間の整備

道路の整備、改修に当たっては、歩車分離を徹底し、歩きたくなるような安全・快適な道路空間の整備を推進します。

高齢者・身体障がい者等の日常生活における移動の利便性・安全性を確保するため、歩道の段差解消等のバリアフリー化を進めます。

●歩道整備事業

●段差解消事業

3 道路の維持・施設管理の充実

道路施設の安全点検を徹底し、危険箇所があればすぐに対応できる道路維持管理体制の整備を図ります。

また、道路施設・駅前広場の施設管理及び街路樹の剪定・除草を行い、清潔で適切な状態に保ちます。

●道路維持修繕事業

●道路保守点検業務

4 橋梁の整備

橋の急速な老朽化に対応するため、長寿命化修繕計画に基づいて、橋梁の重要性・緊急性を踏まえ、道路橋の状態を事前に把握し、予測することにより、劣化が著しくならないように早めの維持補修を行い、橋梁を安全・適正な状態に保ちます。

●橋梁整備事業

●橋梁点検業務

5 適切な道路財産管理の実施

道路整備に対応した道路台帳を充実し、活用を進めるとともに、道路区域の決定・占用許可等を行います。

また、緊急時に対応するため、法定外公共施設(里道・水路)及び行政財産の管理を行います。

●法定外公共物管理業務

●行政財産管理業務



京奈和自動車道

市民等との役割分担

道路計画を実施するに際しては、用地買収、事業損失補償、登記業務、工事設計施工、完成後の維持管理等を考慮し、地元住民との合意を図り、各関係者との意見等の調整が必要とされることから、これらへの協力が期待されます。

また、街並みをきれいにする自主的な清掃活動を通じて、快適に歩くことのできる道づくりを行うことが期待されます。